

判決年月日	平成２６年７月１６日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２５年（行ケ）第１０２９１号		
○ 「固体農薬組成物、その製造方法及びその散布方法」という名称の発明につき、拡大先願発明と同一であることを理由に審判請求を不成立とした審決は、誤りであるとして、取り消された事例			

（関連条文）特許法２９条の２

（関連する権利番号等）不服２０１２－７２７８号，特願２００１－３２１１６号公報，特願２０００－２３９３２４号（特開２００２－５３４０５号）公報

本願発明（特願２００１－３２１１６号）は，固体農薬組成物，その製造方法及び散布方法に関するものであり，「常温で液体の農薬活性成分」又は「農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物」を「含有する」ことを特徴とする「水田用固体農薬組成物」である。

審決（不服２０１２－７２７８号）は，本願発明と拡大先願発明（特願２０００－２３９３２４号（特開２００２－５３４０５号）公報に係る明細書記載の発明）は同一であり，本願発明は特許を受けることはできないと判断した。審決は，拡大先願発明において，農薬活性成分が含まれる際の形態が不明である点（ α ），界面活性剤等を含むものである点（ β ）を本願発明との一応の相違点としつつも， α については，低融点のベンフレセートとアニロホスが混合時に液状化し，実質的に液体溶媒として作用するから，相違点とはいえない， β については，拡大先願発明の「デンプンアクリル酸グラフト重合体部分ナトリウム塩」等は，本願発明の「成分安定化剤」に該当するから，相違点とはいえないと判断した。

争点は，拡大先願発明との同一性判断の当否である。

本判決は，概要，以下のとおり判示し，審決を取り消した。

まず， β については，拡大先願発明の「デンプンアクリル酸グラフト重合体部分ナトリウム塩」等は，本願発明の「成分安定化剤」に該当するか否かに触れることはせず，本願発明は，「ワタ，・・・から選ばれる吸油性の高い繊維作物の破断物」と「常温で液体の農薬活性成分または農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物」とを必須の成分として「含有する」ことが要件となる「水田用固体農薬組成物」であるが，それら必須の成分を含有することを排除しないことは，文言上明らかであるから，拡大先願発明が「界面活性剤９．５重量％，デンプンアクリル酸グラフト重合体部分ナトリウム塩４．０重量％，合成シリカ１０．０重量％，塩化カリウム１０．０重量％，ナタネ油６．０重量％，焼成軽石２９．１重量％」を含有することは，本願発明との相違点には当たらない

とした。

他方、 α については、①融点降下が生じるのは、特定の化合物間という限定的な場合であるが、本願発明では融点の低いアニロホスとベンフレセートだけが接触混合されるわけではないし、実際に融点降下が生じた物質との化学構造、性質の類似性を認めるだけの証拠はなく、本願発明において融点降下が起きていると起きていると断定することは困難である、②液状化に関しては、界面活性剤は、液体とは限らないので、実質上の液体溶媒として作用するとはいえないし、ナタネ油は、混合する量が少ない上に、拡大先願発明の製法からしても、焼成軽石に浸み込んだ状態でなお湿潤性を保持しているか疑問があると判断した上で、拡大先願発明において、農薬活性成分が製造過程において液状になることはなく、「液体」又は「液状物」が「含有」されたものとはいえないから、「液体の農薬活性成分」又は「農薬活性成分を液体溶媒に溶解もしくは分散させた液状物」を「含有」することを必須とする本願発明とはこの点において相違があるとし、両発明で結果的に製造される物に重なり合う部分があることは否定できないとしつつも、請求項の記載を両発明の対比上無視できないとして、審決を取り消した。